

ニュース・レター

NEWS LETTER
Aug 2004

vol.

30



ブックレット 第3弾 近日出版!

今回のブックレットでは、合成洗剤や脱臭剤、防虫剤など、身近で使っている家庭用品をとりあげ、それぞれの製品に含まれている有毒化学物質の危険性と、それを避けるための方法について分かりやすくまとめています。ひょっとしたらあなたも、知らずに使っていませんか? (ブックレットのご注文方法、出版記念講演会のお知らせについては、15頁をご覧ください)

CONTENTS

- ② 神山美智子・今話題の食品問題・1 / 食品安全対策は政府まかせで大丈夫?
- ④ 大竹千代子氏講演会「予防原則とは何か～早い警告、遅い教訓～」
- ⑥ 片瀬隆雄氏講演会「塩ビとフタル酸エステル問題の昨今～医療器材からおもちゃまで～」
- ⑧ ダイオキシン・環境ホルモン学習会報告
- ⑨ アメリカのEPA、PFOAの報告違反でデュボン社を処分? / ブライダル演出に使われるフタル酸
- ⑩ 行木美弥・「環境法の今」第18回 GHS(Globally Harmonized System)～化学品の分類と表示に関する新しいシステムについて～
- ⑫ 新任常任幹事です・竹澤克己さん
- ⑬ 「次世代環境健康学センター」誕生!
- ⑭ 小島 忍・農地のダイオキシン類汚染の規制を
- ⑮ 国内最新環境関連法令情報動向ヘッドライン

食品安全対策は政府まかせで大丈夫？

副代表 神山美智子

1 形は見事に整った！

皆さまご承知のように、昨年5月食品安全基本法が成立し、7月には独立のリスク評価機関として食品安全委員会も発足しました。食品安全基本法には「国民の健康保護が最も重要との基本的認識」が書かれ、国や自治体、食品関連事業者の、食品の安全性確保に関する責務も明記されました。さらに食品衛生法も改正されて、「飲食に起因する危害発生防止と公衆衛生の向上増進」とされていた目的規定に、「食品の安全性確保と国民の健康保護」という文言も入りました。長年の消費者団体の要求が実ったのです。

そして今年、消費者保護基本法が消費者基本法に改正されて、基本理念に「消費者の権利」ということばも入りました。同時に不十分ながらも公益通報者保護法も成立し、食品衛生法に規定する犯罪行為（たとえば違法な添加物の製造販売使用など）の事実を通報した労働者の解雇を無効とするなどの、保護制度ができました。

これで食品安全対策は万全のはずだ、と多くの人が信じ、期待しています。しかし実際はどうでしょうか。食品安全委員会発足から1年経過した今、現状を考えてみたいと思います。

2 大規制緩和時代到来

1980年代、ロン・ヤスと言われたレーガン・中曽根路線で、日本には市場開放、規制緩和の嵐が吹き荒れました。アメリカからの要請により添加物一挙11品目指定、7品目指定などということが続き、生協や多くの消費者団体はこぞって反対運動をし、日比谷野外音楽堂で、1万人反対集会なども開かれました。消費者運動がまだ盛んだったといえましょう。

ちょうど1981年に、東京弁護士会が「食品安全基本法の提言」を出して好評を博したころだったのですが、もしこの提言がなかったら100を超す添加物が指定されていたかもしれないという人もありました。

ところが今、厚生労働省は、国際的に安全性が評価され、使用実態のある添加物は、国内外の事業者から指定要請がなくても指定しようという方針を決定し、実行しようとし

ています。それがなんと46品目もあるのです。しかもその中には、ナイシン・ナタマイシンという抗生物質まで含まれています。しかしこうした厚生労働省の方針は、報道すらされていません。私はアチコチで講演などする機会があるごとに、大変だと言いつけているのですが、皆さんビックリされても、反対運動は起きません。

また国民の健康指向と政府の健康保険財政再建の願いが合致し、しかもアメリカなどからの強い要望もあって、健康食品・サプリメントなどの規制も緩和されようとしています。

健康食品では死者まで出るほどの被害があるのに、健康食品という、本来法的に認知されていない食品の販売を禁止しようとせず、特定保健用食品（トクホ）を拡大し、条件付きトクホなどというものまで制度化しようとしているのです。

今の時代は、1980年代以上の大規制緩和時代だと言えます。そして食品の安全だけでなく、教育、平和など日本国憲法が保障した、私たち国民の基本的な人権という着物が一枚一枚はがされてゆこうとしているのに、国民本人は気付かないという恐ろしさを、多くの人が感じている時代でもあります。

3 抗生物質添加物

46品目の中でも最も問題のある添加物はナタマイシンで、チーズの表面（5ミリ以上深く使ってはいけない）にカビ防止の目的で使われます。ナタマイシンは、人間用の医薬品にも使用されている抗生物質なので、こんなものが食品に使用されると耐性菌が出現するおそれがあると心配されています。

もともと食品衛生法に基づく「食品・添加物の規格基準」には「食品は抗生物質を含んではならない」という原則があり、「乳等省令」には、「乳等は抗生物質や合成抗菌剤を含んではならない」という原則が定められています。これをゼロ残存ルールと呼んでいました。このルールも、80年代から90年代の規制緩和の時代に、アメリカなどからの要望により改訂されてただし書きが付けられ、肉などの抗生

物質残留基準が設定されました。そして今ここにきて、抗生物質を添加物にしようという動きが強くなったのです。食品安全委員会添加物専門調査会の議事録や資料を見ると、評価に使用する資料が古く、座長でさえ、こんな古いもので評価して良いのかという感想を述べています。また耐性菌出現については、論じるほどのデータもないのだそうです。しかし、この物質の性質や、5ミリ以上の表面にだけ使用するという条件下であれば、それほど心配しなくても良いのではないかと、耐性菌出現のおそれがないわけではないので、追跡調査が必要などという議論がなされているのです。追跡調査で耐性菌が出現してから禁止しても遅いと思うのですが、予防原則は適用されないのでしょうか。

ナイシンの方はチーズだけでなく、日本では豆腐、豆味噌、米味噌、米麴へのスターターカルチャーというものとしてナイシン生産菌の利用が検討されていると書かれています。ナイシンの指定要請は、チーズ、液状卵、液状卵製品、豆腐、味噌、米麴などの保存料用途への使用です。ナイシンのように、乳酸菌の作り出す菌を食品保存に利用しようという抗菌物質の開発は、日本国内でも非常に盛んに行われています。バクテリオシンというキーワードでアクセスすると、ネット上にたくさんの情報が出てきます。本当にヒトの健康に影響のないものなのか心配です。

4 健康食品・サプリメント

健康指向ブームとやらで、健康食品・サプリメントに頼る食生活をしている人が増加しています。しかし健康食品やサプリメントは、法律によって位置づけられているのではなく、普通の食品の一つにすぎません。

法的に根拠のあるものは、医薬品・医薬部外品をのぞくと、特定保健用食品（トクホ）と栄養機能食品だけで、この二つを保健機能食品と呼びます。トクホは厚生労働大臣が個別に許可します。おなかの調子を整えるという乳酸菌やオリゴ糖が最も多く、その他にコレステロール、血圧、血糖、カルシウム、中性脂肪など、生活習慣病に関連する食品がたくさんあり、許可数は400を超えています。トクホの安全性については食品安全委員会、効果については厚生労働省で審議します。

栄養機能食品は、厚生労働大臣が定めた規格に適合していれば許可不要で、対象はビタミン、ミネラルなどに限られています。トクホでは「血圧高めの方に適した食品です」などという表示が許されていますが、栄養機能食品では、「カルシウムは菌や骨をつくるのに必要な栄養素です」と

いった表示しかできません。

厚生労働省が設けた「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会は、今年5月提言案を公表しました。見直しの内容は大きく6項目に分けられています。(1)は、健康食品という名称についてですが、「摂取すれば健康になる」との印象を消費者に与えるため問題という意見と、すでに広く浸透しているので廃止すると消費者が混乱するという二つの意見が併記されているだけです。(2)は、科学的根拠とトクホ及び「健康食品」の制度上の位置付けで、最も大切な項目ですが、結論として「健康食品」について、現行の保健機能食品制度を拡大し、表示の適正化を図っています。

そして新たな制度として、①条件付きトクホ（効果の根拠が確立されていない旨の表示も義務づけ）、②規格基準型トクホ（オリゴ糖などは許可不要とする）、③疾病リスク低減表示の容認（カルシウムを抱負に含み、将来骨しょう症リスクを低減するかもしれない、などの表示）、④トクホの審査基準見直し（規制緩和）など、問題の多い提言が並んでいます。

その他に表示の適正化、安全性の確保、普及啓発等となっていますが、昨年4月から検討を重ねてきたにしては少し内容がおそまつだと思えます。私がかかわったある健康食品業者も、この提言で健康食品による健康被害はなくなるだろうと言っていました。いわゆる「健康食品」の問題点は、高い、マルチ商法的売り込み、薬効をうたうなど違法表示のはんらん、健康被害などたくさんあります。今回の提言（案）には、こうした被害を防ごうという熱意を感じません。

もし現行の保健機能食品制度を広げて健康食品を取り込むなら、そこからはずれる「健康食品」は禁止しなくてはならないはずですが、トクホや栄養機能食品で食品や栄養素の機能を表示できる制度を作っても、それ以外の食品の機能表示を野放しにしていたのでは、法制度の意味がありません。

しかもこの提言（案）については意見募集もしないのだそうです。一体何のため、誰のための見直しなのでしょう。私の尊敬するある栄養学の教授は、「健康に良い食べ物はない、健康に良い食べ方があるだけ」といつも言っておられます。健康に良い食べ方とは、適量とバランスだそうです。適量もバランスも守れないから健康食品という選択は最悪の選択ということになるのでしょう。

「予防原則とは何か～早い警告、遅い教訓～」

6月23日 於：弁護士会館（東京霞ヶ関）



「予防原則（Precautionary Principle）」は、科学的に不確実な健康・環境リスクの脅威に対していかに対策を講じていくかという政策決定に関わる一般原則である。EUでは90年代から広くこの原則が適用されるようになってきたが、残念ながら今まで日本ではほとんど知られていなかった。この原則に日本で注目が集まってきたのは最近になってからである。環境省は昨年末「環境対策における予防的方策・予防原則のあり方に関する研究会」を発足させ、この原則のあり方について検討を始めた。また、環境政策学会、環境経済・政策学会、環境社会学会が合同主催したシンポジウムで、今年は「環境リスクと予防原則」がテーマになった。今後は日本国内でも予防原則に関する議論が活発になることが予想される。

国民会議も「予防原則プロジェクトチーム」をスタートさせた。そして、この活動の一環として、国民会議は6月23日に弁護士会館で予防原則の勉強会を開催した。講師は、日本で初めて予防原則を市民に紹介した大竹千代子さんである。大竹さんは、NGOの「化学物質と予防原則の会」の代表であり、環境省研究会の委員でもある。また、国民会議のプロジェクトチームの座長も引き受けてくださることになっている。

ここでは、予防原則へのイントロダクションとして、勉強会での講演内容を報告しよう。なお、予防原則に関するさらに詳しい情報は、「化学物質と予防原則の

会」ホームページをご覧ください。

(<http://www.ne.jp/asahi/chemicals/precautionary/index.html>)

1. 予防原則（Precautionary Principle）とは何か

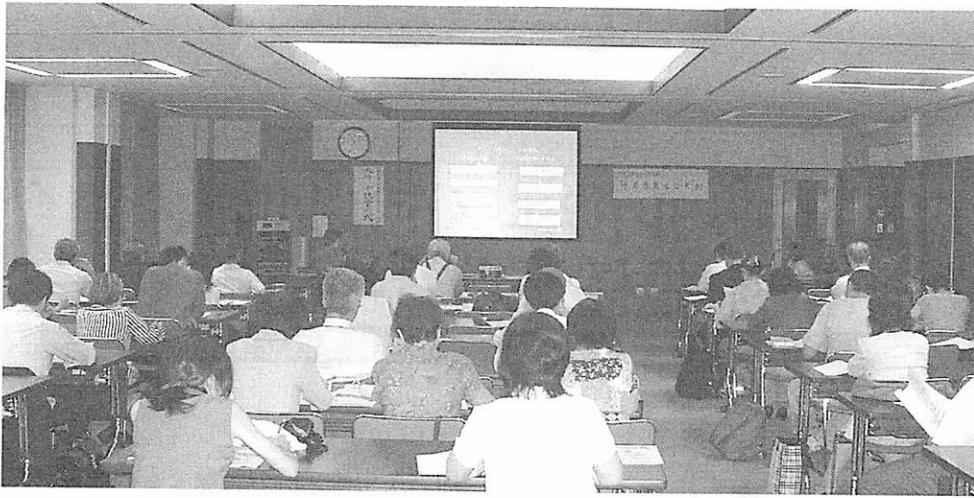
予防原則とは、「潜在的なリスクが存在するというしかるべき理由があり、しかしまだ十分に科学的にその証拠や因果関係が提示されない段階にあっても、そのリスクを評価して予防的に対策を探ること」であると大竹さんは定義する。つまりこの原則を適用すれば、リスクの脅威が科学的に不確実だからといって、対策を検討しないことは許されないことになる。

予防原則は様々なリスクに適用することができる。身の回りの化学物質はもちろん、遺伝子組み換え作物やクローン牛などリスクが科学的に解明されていない新技術、鳥インフルエンザ、SARSなどの感染症、BSE、さらには電磁界や放射線まで、予防原則を適用して対策を探ることができる。

EUは、予防的リスク規制の一般モデルをつくっている。そのモデルによると、深刻な脅威が明確でないことがわかった場合、まず、その脅威の特質についてスクリーニングを行い、次に、様々なリスクアセスメントの手法を使ってその脅威を評価し、そして最後に、どのような対策を講じるかを政策判断する。そのアプローチには、未然防止的対策（Prevention）、予防原則にもとづく予防的措置（Precautionary approach）、あるいは規制不要の3つが主になっている。EUは、予防原則を様々なアプローチ（予防措置など）の上位概念となる一般原則と位置づけて、明確に区別している。

2. 予防原則を含む条約・協定等

予防原則は、様々な条約や協定の中に見つけることができる。その中でも特に重要なものが、UNCEDのリオ宣言第15原則だ。ここには「予防的取組方法（Precautionary approach）は、環境を保護するため、各国の能力に応じて広く適用されなければならない。深



刻な、あるいは不可逆的な危害の脅威のある場合には、完全な科学的確実性の欠如を理由に、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期してはならない」と謳われている。この宣言が拠り所となり、92年以降、予防原則が様々な条文や協定に入ようになった。92年の気候変動枠組み条約、EUのマーストリヒト条約、ウィングスプレッド声明、2001年のPOPs条約、サンフランシスコ市と郡の予防原則、さらに2003年に最終案が出されたEUのREACH新化学物質管理法などが予防原則を盛り込んでいる。

3. 国際地域、国、NGOのルール

予防原則に対する各国の態度は一様ではない。また、予防原則の定義には国際的なコンセンサスはまだない。

EUやカナダは予防原則に積極的だ。欧州では予防に対する取組が早かった。最初に予防の概念を導入したのは、1974年代のドイツの大気汚染法だった。ドイツには倫理的な自然観があり、「予防は義務」という意識に発展していったため、と大竹さんは言う。また、これと同時期に、スウェーデンの化学物質政策に予防が入られた。このような各国の動きが原動力となって、ヨーロッパ共同体の政策手法に予防原則が一般化していった。EC条約やマーストリヒト条約のような共同体法にも「予防原則」が盛り込まれた。さらに、原則を具体化するために2000年に「予防原則に関する欧州委員会ガイドライン」(2000COM)をEUは発表した。

一方、米国政府は予防原則 (Precautionary Principle) の用語を使わない。予防原則の乱用は技術革新を妨げ、経済を停滞させるという意見が根強いからだ。また、むやみに規制をすれば、公衆の健康と環境が逆に悪化するとも考えられている。もちろん米国政府も科学的

不確実なものにも対策は講じるべき、と説明しているし、いくつかの法律にも盛り込まれているという。しかし、歴史的な判例や立法制度の違いから、遺伝子組み換え作物や成長ホルモン剤への規制でもEUと対立が生じている。

4. 日本の現状

大竹さんが初めて予防原則に出会ったのは、1998年の欧州視察の時だったという。その当時すでに欧州では予防原則が一般的になっていたが、日本では一部の研究者を除いてほとんど知られていなかった。大竹さんもその一人で、欧州の行政官達が「予防原則に基づいて、行政と業界と市民が協力して……」と当然のこととして議論しているのを見てカルチャーショックを受けたという。

そのような状況だったので、日本の法律には予防原則が欧州のように積極的に反映されていない。日本政府は、日本の法律にもその概念は入っていると説明する。例えば、環境基本法には「予防的方策」という言葉が入っているし、改正化審法、PRTTR、食品安全法などの法律についても予防の概念は含まれているというのが政府の見解だ。しかし、大竹さんは法律としては不十分だと言う。不確実性に対応できるマネジメント条項が欠けていたり、「予防」の表現がなかったりと改善すべき点は多い。

今後は、日本も主体的に予防原則の導入を検討していくべきである。水俣病などの被害は、もし予防原則が適用されていればもっと違った対応をできていたかもしれない。日本において予防原則をどのように位置づけるか、どのように適用すべきか、議論すべき論点は多い。日本における予防原則適用の可能性を期待しつつ、大竹さんいわく、日本での「予防原則の枠組み」のたたき台を作っていくことが必要である。

「塩ビとフタル酸エステル問題の昨今 —医療器材からおもちゃまで—」

7月3日 於：豊島区立生活産業プラザ（エコとしま）



片瀬隆雄さん
日本大学教授

去る7月3日、日本大学生物資源科学部教授、片瀬隆雄氏の講演による、塩ビとフタル酸エステル問題に関する勉強会が催されました。また併せて同研究室の金倫碩（キム・ユンソク）氏から、プラスチック製品などの生活環境中のエストロゲン様化学物質の検索に関する研究成果の発表がありましたので、以下にその概要を報告します。

【片瀬隆雄氏講演要旨】

ポリ塩化ビニル（以下塩ビ）の問題性として、塩ビモノマーの毒性とフタル酸エステルなどの可塑剤の溶出がある。これら塩ビ製品が人や生態系に及ぼすリスクを削減するためには、結論から言うと、化学物質指定制度を設け、現行法上の容器包装と器具（医療器材、タッパーウェアなどのプラスチック製品、おもちゃ等）の区別は撤廃するべきであるとの主張がなされた。

1、塩ビモノマーの毒性と問題性

塩ビ問題といえば、軟質塩ビからのフタル酸の溶出がよく知られるところであるが、硬質塩ビにも塩ビモノマーの溶出問題がある。塩ビの製造工程で重合しきれなかったモノマーが重合体の空隙に存在し、食用油、酒、しょうゆなどの食品に溶出することが、

国立衛生研究所の実験でも確認されている。

塩ビモノマーの発がん性は、塩ビ工場労働者に特異的なガンが多発することから確認され、米国FDAも認めるところであって、同国においては、硬質塩ビボトル入りのウイスキーのモノマー溶出による異臭事件を機に、塩ビボトルが禁止された。

米国においては「企業側から、塩ビが安全であるという信頼に足るデータが示されない」ので、塩ビボトルの使用禁止が可能であった。わが国における、「有害性を示すデータがない」ので禁止できず、企業側の注意を喚起し協力を求めるだけの、「通知」しか出せない状況とは大きく異なる。これはボトルなど食品容器だけではなく、玩具、医療器具、医療器材についても同様の状況である。

2、可塑剤フタル酸エステル類の問題性

フタル酸エステル類の中で、使用量が圧倒的に多いのが、DEHP（フタル酸ジ-2-エチルヘキシル）であり、その他DBP（フタル酸ジブチル）、BBP（フタル酸ベンジルブチル）等数種が使用されている。またDEHPの分解物であるMEHP（フタル酸モノ-2-エチルヘキシル）も強い生殖毒性を持つため、充分視野に入れて追跡する必要がある。DEHPはラット等への投与実験から、精巣の小型化などの精巣毒性および生殖毒性を持つことが確認されており、とりわけ幼若期の曝露は深刻な影響を及ぼす。

塩ビ製医療器材・器具からのDEHPの溶出はさらに深刻である。医療用器材には、人体を傷めないための柔軟性を確保するため、重量比で40%に及ぶ大量のDEHPが混合される。DEHP分子は、塩ビ分子に結合しているわけではないため容易に溶出し、例えば塩ビ輸血バッグ（ヒト血液）におけるDEHPの濃度は、保存期間20日で50~60ppmとなる。これらのデータから試算すると、医療系塩ビによる曝露レベルは、新生児患者などにおいては3300ppb体重/日となり、生殖毒性を考慮したDEHP許容一日

摂取量である40~140ppb体重/日を大きく超える。

3、海外の規制事情

EUではEU指令（2003年5月）により、DEHPとDBPをCMR物質（C：発がん性、M：変異原性、R：生殖毒性）と指定し、他の化学物質約60物質とともに、EU地域内において、当該化学物質およびこの化合物を含むすべての混合物を、一般消費者に向けて直接販売することを禁止した。また化粧品および幼児の嚙玩具への使用を禁止し、医療用器材などへの使用規制を検討中である。

また米国カリフォルニア州では、DEHPを生殖毒物リスト（Reprotox List）に掲載した。この決定は概ね支持されており、州内の医療機関では、特に新生児などハイリスクの患者をDEHPへの曝露から守るため、塩ビ医療器具を排除する努力がなされている。

4、わが国の実態への提言

これまで東京弁護士会による「食品安全基本法（仮称）」の制定への提言（昭和56年10月22日）や、神奈川県知事名で国に対して、食品用プラスチック・容器包装における有害物質の規制を求める要望書（1985）を提出するなど、さまざまな形で関わって提言をしてきた。

前述のように、現在最も重要な施策は、食品衛生法における（1）器具と容器包装の区別の撤廃、（2）食品用プラスチックの原料・添加剤などの指定制度の確立の2点である。

2003年の食品衛生法改正で、農薬については化学物質指定制度が導入されたことは評価している。今後は上記2点の導入を推進するべきである。

また、これらプラスチックの溶出試験も現行は水で行うこととなっているが、DEHPは水への溶解度が極めて低いことから、食用油や血液など包装材料としての使用実態に合わせた試験方法へと変更し、安全性を確認するべきである。

【金倫碩氏講演要旨】

プラスチック製品など、生活環境中に存在するエストロゲン様化学物質の検索を行なっているが、その一環としてDEHPとBBPのエストロゲン活性比較実験を行い、フタル酸エステルの生殖毒性以外の問題性を提起した。

手袋や釣り用疑似餌（ワーム）などの、プラスチック製品156検体からフタル酸エステル類を抽出し、バイオアッセイによってエストロゲン活性を測定した結果、検体からはDEHPのほかBBPも検出された。エストロゲン活性はDEHPにおいてはほとんど見られなかったが、BBPにおいては強い活性が確認された。これにより、DEHPの生殖毒性以外に、BBPなど他のフタル酸エステルにおいても、内分泌攪乱作用のおそれのあることが示唆された。

なお箱根芦ノ湖では、釣り客による大量のワームの湖内廃棄が、大きな環境汚染源となっており、生態系への影響が強く懸念される。



ダイオキシン・環境ホルモン学習会報告

5月28日 於：弁護士会館（東京霞ヶ関）

以前のように新聞やテレビを騒がせることの少なくなったダイオキシンおよび環境ホルモンによる汚染の問題ですが、最近の科学的調査により、新たな毒性が発見される等、問題の解決にはまだまだ遠いのが実状です。国民会議では、ご存知のとおりニュースレター28号紙上にて「ダイオキシン・環境ホルモン問題は終わっていない！」と題し、この問題が杞憂であったという論調に反論する特集を組みました。さらに、問題が引き続き存在することを再認識するとともに、会員の皆様と最新の動向を共有するため、国民会議内部学習会を5月28日、東京・霞ヶ関の弁護士会館にて開催致しました。

学習会の前半は、国民会議・常任幹事の松崎早苗氏より、世界保健機構（WHO）による環境ホルモンについての報告書の要約説明をレクチャー形式で行い、後半は黒田洋一郎氏を中心にして主に環境ホルモンの脳への影響について活発な意見、情報交換、質疑応答が行われました。（黒田氏は東京都神経学総合研究所に勤務、「記憶と学習の分子生物学」をご専門とし、30年以上にわたり「脳の中でいったい何が起きているのか」というテーマに取り組んでいらっしゃいます。）

1. 世界保健機構（WHO）による報告書の要約説明 常任幹事 松崎早苗氏

（Global Assessment of the State-of-the-Science of Endocrine Disruptors ; Edited by Terri Damstra et al., IPCS/WHO からの抜粋資料を使用）

2. 意見、情報交換（概要）

- ・精子への影響が多く取り上げられているが、微量のダイオキシンで卵子の働きが阻害されることも分かっている。
- ・精子数の減少など、生殖機能への影響が騒がれたが、脳神経への影響も忘れてはならない。し

かし、脳の専門家が非常に少なく、研究が迅速に進んでいないのが現状である。

- ・ダイオキシンや環境ホルモンの問題は、専門家でなくても運動に参加できる分野である。
- ・児童虐待など、今日の様々な子どもの問題の多くに環境ホルモンなどの化学物質が関与していることも疑われる。
- ・世界の動きを見ると、ヨーロッパでは環境ホルモンの研究は盛んに行われているが、脳への影響についての研究は日本と比較してそれほど進んでいない。アメリカでは注意欠陥多動性障害（ADHD）、特に自閉症が大問題となっており、米国立衛生研究所（NIH）の予算で、1万人の自閉症児を対象にして様々な化学物質との関連を調べている。

他にも、環境ホルモンの問題から派生して、脳神経研究の最新動向や国際自閉症学会でのお話など、黒田氏のご専門である脳の働きに関する話題を中心に、意見・情報の交換を行いました。特に、子どもの脳神経への影響については、国民会議で制定を目指している『子ども環境保健法』にも関連する問題ですので、今後ぜひ注目していきたい問題です。

国民会議では、今後もこのような学習会を開催してまいりますので、どうぞお気軽にご参加ください。

アメリカのEPA、PFOAの報告違反でデュポン社を処分？

先般、ニュースレター28号でPFOS、PFOAなどの有機フッ素化合物の汚染について報告しました。その後、アメリカ環境保護庁（EPA）は、7月8日、デュポン社が、「テフロン」の製造の助剤として使われているパーフルオロオクタン酸（PFOA）について、健康上の問題を引き起こす深刻なリスクがあることを知りながら20年以上も違法に報告を怠っていたと発表しました。罰金などの行政処分も検討されているそうです。また、デュポン社のウェストバージニア州工場周辺の住民らは、「飲料水が同工場からのPFOAで汚染され健康被害が出た」などとして集団訴訟を起しているそうです（7月9日付毎日新聞夕刊の記事より）。

EPAの報告によれば、動物実験では、PFOAには発達及び生殖毒性、肝臓障害、発ガン性を示すデータが得られているとのこと。また、テフロ

ン加工のフライパンを高温に加熱すると有害ガスが発生し、インコなどの鳥が急死した例も報告されています。

汚染は何もアメリカだけではありません。日本でも、平成14年度に環境省が全国20カ所の河川や海の水質を調査したところ、全地点からPFOAが検出されたのです。

私たちの身の廻りには、テフロンを使った製品が溢れています。特に最近、スーパーなどで、テフロンのフライパンなどが安売りされているのが目につきます。デュポン社などのメーカーが、法的規制が加えられる前に在庫を一掃しようと企んでいるのではないかの疑念を禁じ得ません。「安いから」と安易にテフロン製品を購入するのは控えた方がよいでしょう。（事務局長・弁護士 中下 裕子）

◇会員からの投稿

ブライダル演出に使われるフタル酸

現在、結婚披露宴の演出（キャンドルサービス）に代わるものとして発光液の使用率が、全国のホテル・式場で約7割を超える人気商品となっています。テーブル中央のお花にローソクの代わりに、専用のガラス器材を準備して、その中に蛍光液（A液）を事前に入れておきます。その後、キャンドルサービス時に新郎新婦が専用ボトルに入った酸化液（B液）を注ぐと化学反応を起こし瞬時にして光ります。ごく最近ですが入手したデータによると、A液は85-95%、B液は88-92%と、かなりの高含有率でフタル酸が含まれています。なぜ早くにデータを公開しなかったのかと、疑問と怒りさえ感じます。

最近の傾向として、テーブル自体が小さくなり子供さんでも手を伸ばすと届く距離でもあり、発光液の入った器を手に取り、眺めながら次第に指を入れ最終的には口の中を含む方までいます。設営・撤去するスタッフも基本的には、手袋を着用するようにしておりますが、迅速な作業等を要するため都合上素手で扱う事もあって少なくないのが、現状かと

思われます。

廃棄方法については、メーカーからの指導により専用の吸着シートに吸収させて可燃物として処理をしています。またガラス器材は、市販されている食器用洗剤で洗い、その際少なからず、排水溝より発光液そのものが下水等へ流出した可能性は十分考えられます。

メーカー側が全国の演出関係業者宛に送付したダイレクトメール（3～5月頃）の内容には、毒性については市販されているシャンプー程度であり、安全との文章も含まれていました。また安全性が疑問視されている中、ブライダル関連の新聞に安心感と安全性をキャッチフレーズに販売広告を掲載している業者さえあるのが現状です。メーカーに有害性の問い合わせをしても、実際に症例がないので何とも言えないとの回答しかないこと自体に強い怒りを感じます。実際に症例が出てきてからでは遅いのではないのでしょうか。未然に事故等を阻止したいと、強く願っています。

GHS (Globally Harmonized System)

～化学品の分類と表示に関する新しいシステムについて～

環境省環境保健部環境安全課 行木 美弥

●昨年、国連から勧告

昨年7月、国際連合（以下、「国連」）よりGHS（ジー・エイチ・エス：Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）という化学品の分類および表示に関する世界調和システムについての勧告がだされました。GHSとは、世界的に統一されたルールに従って化学品を危険有害性（ハザード）ごと、危険有害性のレベルごとに分類し、その情報を分かりやすくラベルによる表示や安全データシートで提供するというものです。日本を含め各国は、今後化学品の分類や表示にGHSを導入するよう努力することが求められています。

●世界的に調和された危険有害性分類を導入

化学品は、私たちの生活を快適・便利にするものですが、その反面、正しく取り扱わなければ、私たちの健康や環境に悪い影響を及ぼす場合があります。そして化学品を正しく使うためには、その危険有害性を把握することが重要ですが、これまで化学品の危険有害性分類や表示は、その使用される分野や国などで様々でした。

このため、1992年に国連環境開発会議で採択されたアジェンダ21では、その第19章で、世界的に調和された危険有害性分類と表示システムを、できる限り2000年までに利用できるようにすべき、と位置づけました。これを踏まえ国際労働機関（ILO）、経済協力開発機構（OECD）、国連経済社会理事会危険物輸送専門家小委員会の協力により検討された結果、当初の目標より若干遅れたものの、昨年国連より勧告（日本語仮訳www.env.go.jp/chemi/ghs/index.html）が出されました。

GHSは、02年のヨハネスブルグサミットに

ついて、08年までの実施が目標とされています。また、日本をはじめアジア太平洋経済協力閣僚会議（APEC）に属している国々では、06年までの実施が目標とされています。これを踏まえ、今後各国で導入が検討されることとなります。

●化学品の正しい取り扱いを推進

GHSにより世界的に統一された形で危険有害性情報がわかりやすく示されるため、化学品の正しい取り扱いが推進されるようになり、結果として人の健康と環境の保護が強化されます。国際的には、危険有害性情報の提供システムを持たない国々に対し、国際的な枠組みを示すことによって、このようなシステムの導入を促すことができます。

また、調和された分類・表示の結果が国際的に共有されることとなれば、化学品の試験と評価にかかる各国の負担を減らすことができます。さらに、途上国では、知見や管理システムが十分でないにも関わらず有害な化学品が先進国から流れ込み問題となっていました。GHSにより、化学品の国際取引が、国際的に評価・確認された危険有害性情報を付けた上で行われるようになることが期待されます。

●分類・表示される危険有害性

対象となる危険有害性には、爆発性や引火性などといった物理化学的な危険性に関するものと、急性毒性、発がん性、水生環境有害性などといった人健康・環境に対する有害性に関するものがあります。また、危険有害性ごとに、その危険有害性の程度に応じたシンボルマーク（絵表示）と、『危険』または『警告』という注意喚起語などが決められています。シンボルマークの例としては、強い急性毒性にはドクロ、

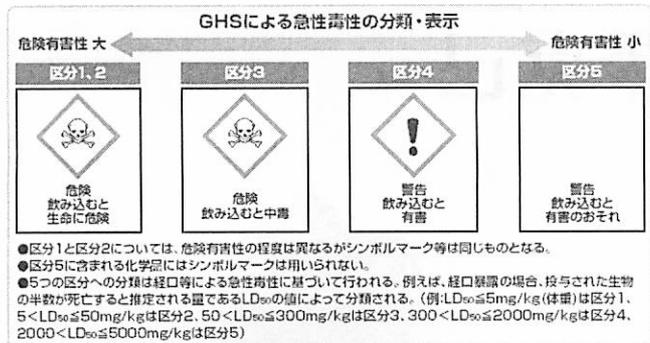


図1 GHSによる急性毒性の分類・表示



図2 ラベル表示

弱い急性毒性にはエクスクラメーション・マーク（感嘆符）、引火性・可燃性については炎、水性環境有害性には枯れた木と死んだ魚が用いられます。

例えば、急性毒性の場合、一定以上の毒性を持つものはその毒性の程度に応じて、区分1～区分5に分類され、それぞれについて図1のようなシンボルマークや注意喚起語などがラベル表示されることとなります。

◆ラベルと安全性データシート（パンフレットより）

GHSにより提供される危険有害性情報の形式としては、ラベルと安全性データシート（MSDS）があります。

ラベルには、『危険』または『警告』という注意喚起のための表示（注意喚起語）と、『飲み込むと生命に危険』といった危険有害性に関する記述、応急処置や廃棄方法といった注意書きが付けられます。

◆ラベル表示の例（パンフレットより）

安全データシートは事業者間の化学品の取引時に添付し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報を提供するためのものです。GHSでは、GHSによる分類に基づき、それぞれの化学品について、組成・成分情報、火災時の措置、取り扱い・保管上の注意、有害性情報、環境影響情報などを記載することが求められています。（図2参照）

●化学品のリスク削減に必要性は大

先進国では、化学品に関しては既存の法規制

等の枠組みが複数あることが多く、GHSの導入の検討は容易ではありません。我が国においても化学品に関連する法律は数十あるといわれています。

GHSは法的拘束力のない国連による勧告であり、企業の自主的な分類・表示が前提となっています。その一方で、危険有害性情報は使用する者からみてネガティブな情報であるため、企業が導入するインセンティブは高くありません。

このようにGHSの導入は容易ではありませんが、GHSによる危険有害性情報の提供は、化学品によるリスクを削減するために、重要なものです。GHSの国内への導入については、現在関係する各省が協力して対応を検討しているところですが、わが国においてもGHSの導入を積極的に進めていく必要があります。

※ 参考資料のご案内

1. 環境省が作成したGHSのパンフレット (www.env.go.jp/chemi/ghs/index.html)

パンフレットを印刷物の形式でご入り用の方は、以下までご連絡下さい。

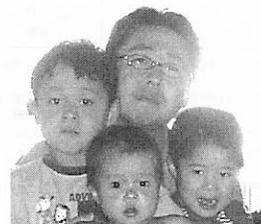
環境省環境保健部環境安全課 GHS担当
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話：03-5521-8260 / FAX：03-3580-3596
e-mail：ehs@env.go.jp

2. 全国の消費者を対象に化学品の有害性表示等に関して実施した調査 (www.env.go.jp/press/press.php3?serial=4909)

新任常任幹事 です。 どうぞよろしく!

弁護士
竹澤克己さん

新しく就任した常任幹事からのメッセージをご紹介します。今回は、弁護士の竹澤克己さんにご寄稿をいただきました。



3人の息子さんと

1 こんにちは

このたび新たに常任幹事となりました竹澤克己です。本と学生の街である神保町に事務所を置いて弁護士をしています。

弁護士になろうと思ったときから、何らかの形で環境の問題に関わりたと思っていました。もっとも、一口に環境問題といっても分野はかなり幅広いものがあります。ここ数年は、化学物質の問題に軸を置くようになり、日本弁護士会連合（日弁連）の環境委員会でも化学物質部会に所属しています。きっかけは、東京弁護士会と第2東京弁護士会が共催している「公害環境110番」という常設の電話相談の仕事でした。当初から、シックハウス症候群や化学物質過敏症と思われる方からの相談が意外に多かったのですが、行政や司法による救済はおろか、医療機関による救済もほとんどない状態で、社会問題としても十分な認知をされておらず、恥ずかしながら弁護士サイドでもそのような実態を必ずしも認識していないというのが実情でした。

こうした中で、化学物質の問題が、環境問題の中であって扇の要に位置していると知らされました。環境破壊の多くが、何らかの有害化学物質による汚染によりもたらされているからです。環境問題に取り組む場合、まずそこにある被害に救済を導くということ、またそのような被害の現状から帰納的に考察して、根元に対策を講じるということが重要な

ではないかと思えます。

こうした思いから、化学物質部会のメンバーが声をかけてプロジェクトを立ち上げ、2003年に松山で開催された日弁連の人権擁護大会において、「蓄積する化学汚染と見えない人権侵害～次世代へのリスク」と題するシンポジウムを行いました。

もっとも、こうした化学物質に関する問題は、根元的な問題であるからこそ、様々なファクターと複雑に連関していて、それだけ統一的な解決策を講じることが極めて困難であると思われれます。しかし、逆にそうであるからこそ、私たちの社会が化学物質に依存すればするほど、その危険性が必ずしも科学的に明確にならなくても、一定の規制を講じるべきという「予防原則」の視点での不断的な努力が求められるのではないかと感じています。

2 化学物質過敏症について

化学物質過敏症の問題は、既に具体的な被害が発現しているにもかかわらず、その発現形態が外部から理解しやすい激甚型のものではないということで、軽視されてきた問題です。それだけに、対策はまだまだ十分とは言いがたく、被害はなお広がっているものと思われれます。

化学物質過敏症に対する行政の対応は、13の化学物質について室内濃度指針値が定められるといった動きはあったものの、建築基準法の改正という形で

法的規制が行われているのはなお2物質にとどまっています。また、シックハウス症候群という概念と化学物質過敏症という概念を峻別し、対応を限定的なものにしようとするかのような動きが見られるなど、なお不十分かつ適切さを欠くのではないかと思われる現状と言わざるを得ません。

3 予防原則について

予防原則については、非科学的な感情論であるとか、科学の発展を妨げる、あるいは、概念が曖昧であるといったような批判がしばしば寄せられているものの、EU（欧州連合）が、2000年2月に予防原則に関するガイドラインを策定し、昨年、この方向に沿うように新しい化学品規制システム「REACH」を策定するなど、予防原則の考え方に極めて親和的に具体策を打ち出していることから、これからあるべき方向性を示す指導原則として認知されてきているように思われます。

したがって、今後は、具体的な制度や事例の中で予防原則を考察することが重要なのではないかと考えます。国民会議では、予防原則プロジェクトチーム（PT）を立ち上げ、こうした観点からの調査研究を行うということで、私もこのPTに参加することになりました。このPTでの活動を通して、予防原則について、より具体的なイメージを持つことができるようになればと考えています。こうした中から、あるべき政策提言もまた見えてくるのではないかと考えています。

4 どうぞよろしく

国民会議は、さまざまな経歴等をお持ちの方々が、また多くの女性の方々がフットワーク軽く活動されていて、刺激を受けています。私は、もともと不器用で腰が重いのですが、私のペースで愚直に活動を続け、それが少しでも何らかの形でお役に立てればと考えております。

「次世代環境健康学センター」誕生！

環境ホルモンなど、胎児や子どもに悪影響を与える化学物質の研究を、小児科学、産婦人科、内科、皮膚科、耳鼻科といった臨床医学に加え、公衆衛生学、寄生虫学、免疫学、環境生命学といった様々な学問分野の専門家を集めて行うための拠点が千葉大学医学部に誕生しました。「次世代環境健康学センター」と名付けられ、国民会議の副代表でもある森千里教授（環境生命医学）がプロジェクトの代表を務めています。同センターは、横断的かつ先端的な研究だけでなく、その成果を広く市民に伝える役割を担っており、近日、第1回市民講座を開催します。国民会議の会員の皆様もふるってご参加ください。

第1回次世代環境健康学センター市民講座

- ◇日時：9月18日（土）千葉県文化会館小ホール
- ◇費用：資料代1,000円
- ◇お申し込み方法：お名前、ご住所、連絡先の電話番号を、電話、FAX、郵送等により次の宛先までお知らせください。

〒260-8670 千葉市中央区亥鼻1-8-1

千葉大学大学院医学研究院環境生命医学（A3）
「市民講座」係

TEL：043-226-2017 FAX：043-226-2018

- ◇場所や詳しい内容につきましてはホームページをご覧ください。

<http://www.m.chiba-u.jp/class/bioenvmed/education/kouza/040918/info.html>

<http://jisedainpo.hp.infoseek.co.jp>

尚、今後の市民講座の開催予定は下記のとおりです。

記念講演会・情報交換会（講演者：養老孟司・森千里）10月10日（日）「ホテルニューオータニ幕張」

第2回次世代環境健康学センター市民講座

10月23日（土）千葉大学柏キャンパス

第3回次世代環境健康学センター市民講座

平成17年2月20日（土）場所は未定

農地のダイオキシン類汚染の規制を

会員 小島 忍

人類は、文明が始まって以来農耕、牧畜を通して食料を調達して来ました。米・麦を始めとして穀物はもとより野菜・果物は、すべて農地より生産されます。牛の餌は、牧草地より生産されます。農産物が、ダイオキシン類に汚染されない為には、農地・牧草地が汚染されないことが、大前提になります。

実験からダイオキシンは、これまでに生まれたものよりも危険な化学物質であることが、立証されています。毒性はヒ素の1,000倍とされます。100万分の1グラムでモルモットが死にます。一連の不幸な事故から、ダイオキシンが、汚染物質として広範囲に存在することがわかってきた1970年代、ようやくダイオキシンの危険性がいわれはじめました。ボツリヌス毒素などの生物毒ならもっと毒性の強いものもあるようですが、合成化学物質の中では、ダイオキシンが、最強の毒性物質です。

この6月に所沢のダイオキシン訴訟も和解しおわび放送ということになりテレビ朝日の報道の無責任さが、風評被害と呼ばれましたが、お茶葉より検出した3.80ピコグラムを調査、議論されなかったのは、非常に残念なことでした。

又私は、深海鮫の油（スクワレン）を熱心に勧める治療院に対して、食物連鎖の頂点に立つ鮫ということで、ダイオキシン類の汚染が気になり分析検査したところ、1gあたり約3ピコグラムも検出しました。推奨する量1日30gを摂るとダイオキシン類は90ピコグラム摂ることになり、環境省が、2002年の食品からの全国平均成人摂取量を超える程の摂取量となり、他の食品からの摂取量をたすと体重1kg当たり4ピコに近づいて国の定めたギリギリの摂取量となりました。

この分析結果を見せたら、東京の治療院は、もう勧めることと、売ることをやめるということでした。200人あまりの人々をやめさせることができそうです。しかし、本部の沖縄の治療院は、「まったく問題ないし、薬理効果が高いので、患者さんにどんどん飲ませる」という返事でした。500人以上もの人々が、

欧米諸国の農地に対するダイオキシンガイドライン設置状況（土壌1グラム当たり）

国名	ガイドラインの内容
ドイツ	農地では ①5～40ピコグラム 発生源対策と、農作物への付着防止対策 ②40ピコグラム以上 発生源対策とともに農作物の栽培、家畜の飼養を避ける
イタリア（州法）	農業が許可される土壌は6ピコグラム
オランダ	牛乳中のダイオキシン類に配慮し、酪農牧草地は10ピコグラム
スウェーデン	住居、児童公園と同様、農業利用地も10ピコグラム
ニュージーランド	農用地10ピコグラム
カナダ	農用地10ピコグラム
日本	農地1,000ピコグラム
米国	農地についてはなし

（綿貫礼子ほか『環境ホルモンとは何かII』藤原書店、環境庁のデータより作成）

何の疑いも持たず、飲み続けています。近年の深海鮫の油、スクワレン・スクワランは静かなブームで消費量は増え続けているようです。なぜ多くの人々が、食物連鎖の頂点に立つ海洋生物の脂肪は、汚染されているのではないかと疑問を持たず、体によいからと次々に飛びついてしまうのでしょうか。

私が、このような個人の活動報告を通して、言いたかったことは、日本の人々の環境汚染についての知識と意識は、後進国のままであるということです。97年から、焼却炉対策こそは始まりましたが、農地の規制はなく、運動場の規制もありません。住宅地のために暫定的に決められた1,000ピコグラム以下というのが農地にも当てはめられているひどい状態です。まず、本流の毒性物質ダイオキシン類の規制をきちんと行い、順次水銀などの重金属、ビスフェノールA、ノニルフェノール、フタル酸化合物、農薬などの環境ホルモンについて使用と規制を強化していくべきだと思います。

農地のダイオキシン類汚染の状況が、高くなれば、農産物の汚染度が、上がることは、多くの研究者の分析でわかってきました。そこで西欧諸国の中でも工業国のドイツ並みの農地40ピコグラム以下、（牧草地は10ピコ以下）運動場100ピコ以下という規制を早急に法制化しなければならないと思います。そして疑わしきは使わずの予防原則を我々と我々の子孫の為に国政に訴え、国政を動かしていくときだと思います。

国内最新環境関連法令情報動向ヘッドライン

今回は、第159回国会で新たに制定、改正された環境関連の法律と、地方自治体で注目される条例改正の動きを、化学物質関連の規制を中心にお知らせします。(2004年7月11日現在、政府、国会、各自治体等のホームページから広報委員会まとめ)

■制定・改正された環境関連の法律

改正／廃棄物の処理及び清掃に関する法律(4月28日公布。施行は半年以内の政令で定める日、一部段階施行)

・硫酸ピッチの不法投棄、不法焼却、不適正処理に対する罰則を強化。また、国の役割の強化と事故時の応急措置等を規定。

改正／海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(5月19日公布。施行は3年以内の政令で定める日)

・海洋汚染を引き起こす廃棄物の海洋投棄を厳格に管理。また、廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を新設。

改正／大気汚染防止法(5月26日交付。施行は2年以内の政令で定める日)

・浮遊粒子状物質(SPM)と光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物(VOC)の工場等からの排出を規制。

新法／特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(6月2日公布。施行は1年以内の政令で定める日)

・外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入その他の取り扱いを原則禁止。また、国等による防除等の措置を講ずることを規定。

新法／環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(6月2日公布。施行は2005年4月1日)

・特定事業者による環境報告書の公表と民間の大企業による環境報告書等の自主的な公表等を規定。

■化学物質関連で改正があった条例など

改正／神奈川県生活環境の保全等に関する条例(神奈川県 4月1日施行、一部は10月1日と2005年4月1日に段階施行の予定)

・動植物の生息、生育に支障を及ぼすおそれがあるものを化学物質の定義に追加。また、P R T R法の上乗せ規定を設けたほか、土壌・地下水汚染対策を中心に規制を大幅に強化・拡充。

改正／ふるさと石川の環境を守り育てる条例(石川県 4月1日施行、一部は6月1日、2004年10月1日に段階施行の予定)

・環境公害関連の条例をまとめ、水環境関連を中心に規制強化。化学物質関連では、指定化学物質取扱事業者に化学物質の適正管理義務付けと事故時の対応を規定。

セミナー&イベント開催のお知らせ

◎わかりやすい疫学研修セミナー

SARS、食中毒、タバコ、大気汚染、環境汚染と人体への影響、薬害……。医学・医療から環境訴訟まで、私たちの健康に関わるさまざまな出来事の原因と結果を追求する学問が「疫学」。各地の事件・訴訟で専門家として活躍し、昨年10月『市民のための疫学入門』を出版されたばかりの津田敏秀さんが「疫学」をやさしく解説する、市民のための研修セミナーです。(詳しくは同封のチラシをご覧ください)

◇日時：8月28日(土)13:30～ セミナー基礎編

8月29日(日)10:00～ セミナー応用編

◇会場：亀戸・Zビル 4階会議室A・B

◇講師：津田敏秀さん

◇参加費：1日のみは1500円、2日間通しは2000円

◇申し込み方法：同封のチラシをご覧ください。※国民会議会員の締め切りは8月27日(前日)です。

◎国民会議ブックレット第3弾

1. 出版記念講演会

ブックレット『知らずに使っていませんか?～家庭用品の有害物質～』の出版を前にして、記念講演会を開催します。基調講演には、『買ってはいけない』でお馴染みの渡辺雄二さんをお招きし、家庭にひそむ様々な有害

物質について、わかりやすく語っていただきます。また、ブックレット執筆者や他団体からの報告も予定しております。(詳しくは同封のチラシをご覧ください)

◇日時：9月11日(土)13:30～

◇会場：渋谷・環境パートナーシップオフィス エポ会議室

◇参加費：会員は500円、一般は1000円

◇事前申し込みは必要ありません。

2. ご注文について

皆様からのご注文をお待ちしております。ご注文はファックス(03-3568-2736)または電子メール(kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp)にて、お名前・郵便番号・ご住所・会員番号・冊数をお知らせください。ファックスもメールも持ちでない方は電話(03-3568-2735)にて承ります。

◎国民会議 総会

今年の総会は11月6日(日)、東京で開催いたします。詳細は追って会員の皆様にご連絡いたしますが、当日は「子どもと有害物質」をテーマにした学習会も予定しております。

子どもの権利条約にうたわれている子どもの権利には様々なものがありますが、「有害物質のない暮らし」もその一つでなくてはなりません。会員の皆様のご参加をお待ちしています!

◎事務局日誌

会員の皆様、残暑お見舞い申し上げます。部屋の冷やしすぎ等による夏風邪をひかないよう十分お気をつけください。

○寄附をくださった皆様へ！

今年度（平成15年10月～16年6月末日迄）、皆様からお預かりした寄付金は合計1,341,730円となりました。お陰様で昨年度の赤字分（金695,121円）の穴埋めをすることができました。皆様のご理解とご協力に対し、厚く御礼申し上げます。国民会議の活動資金として大切に使用させていただきます。今後ともご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○国民会議代表・立川涼が『ソトコト』に登場！

国民会議の代表で、環境科学研究の第一人者でもある立川涼氏が、地球と人をながもちさせるエコ・マガジン『ソトコト』2004年8月号No.62で紹介されました。「政策形成に市民も参画」することが必要と、立川氏は記事の中で訴えます。化学物質の問題はこれまでの国家主導のやり方だけでは対処できません。持続可能な循環型社会のために、その中心的役割を担うのは市民です。国民会議は、この信念を心に抱きながらこれからも活動をしてまいります。

◎活動報告 (04/06～04/07)

- 6月2日 広報委員会開催
- 6月10日 常任幹事会開催
- 6月16日 松崎常任幹事、森脇常任幹事、湘南学園高校生より取材
- 6月16日 中下事務局長、法学部学生より取材
- 6月23日 学習会「予防原則とは何か？」開催（第二東京弁護士会環境法研究会共催）
- 6月30日 食品プロジェクト 準備会開催
- 7月1日 森脇常任幹事、経済誌「財界展望」より取材
- 7月3日 講演会「塩ビとフタル酸エステルの昨今」開催（化学物質問題市民研究会、止めようダイオキシン汚染！関東ネットワーク共催）
- 7月7日 環境ホルモンプロジェクト ミーティング開催
- 7月8日 常任幹事会開催
- 7月12日 予防原則プロジェクト ミーティング開催
- 7月22日 食品プロジェクトミーティング開催

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

「食品の安全と企業倫理」

残暑お見舞い申し上げます。

小学生の頃、保健室には回虫やぎょう虫などのポスターがあった。野菜はなるべく熱を通して、などといわれていた時代。

農薬が大量散布されるようになって、このような寄生虫が激減した反面、今度は、食物そのものが有害とされる時代。

生活のもといとなる衣食住は、大量消費時代になって大きく変容した。特に、食物は、その生活必需的な反復性から、この大量生産、大量消費の要請に最も適うものとして、食品という名の商品になった。

しかし、それは、食物が精神や肉体の基である命の存立に深く関わるものであるという認識よりか、利潤追求という企業の論理が優先することになり、食品公害を生み出した歴史でもあった。

食料品売り場に並んでいる食材や製品または半製品。食文化は、利便性や多様性そして栄養の点からも進歩してきたかの如くである。

このようなことに警鐘を鳴らすコンパクトでかつ中身の重い表題と同名の本が出版された。

このダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の副代表を務める神山美智子著『国民の安全と企業倫理—消費者の権利を求めて—』八朔社刊 ¥1500+税、同社の「21世紀の若者たちへ」のシリーズとして出版されている。

40年間にわたる弁護士生活のうち、後半の20年間の弁護士として食品安全問題に取り組んだ集大成である。

35年前のカネミ油症事件からとき起こし、最近のBSE（狂牛病）問題（縦割り行政の弊害と危機意識の欠如）、遺伝子組み換え食品とクローン（命はどこまで操作できるか）、なぜ偽装表示はなくなるのか（企業倫理と市場の圧力）、食品安全基本法と消費者の権利（食品の安全は守れるのか）、そして最後に現在話題の健康食品は健康によいのか（みのもんだ症候群）など、内容は豊富である。

中身の濃い分、若干専門的な表現もあるが、食品問題に関心を持つ人の必読の書といえよう。

ご希望の方は出版社（TEL 03-3235-1533）の他、当国民会議までご連絡を。

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 提言と実行
ニュースレター 第30号

2004年8月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局

〒160-0004
東京都新宿区四谷1-21
戸田ビル 4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

編集協力・レイアウト

（有）総合工房キャップ

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>